

卸売市場法改正を踏まえた徳島市中央卸売市場業務条例の改正について

改正卸売市場法の趣旨を踏まえ、中央卸売市場業務条例を改正するにあたり、卸売市場の活性化に資する取引環境を整備する観点から、取引ルール（改正法に定める共通ルール以外の遵守事項）の具体的な内容について整理を行う。

○改正卸売市場法の趣旨

・卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

○徳島市中央卸売市場が目指すもの

- ・公設市場として、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な役割を今後も十分に果たすとともに、外部環境の変化に伴い、産地や実需者（消費者）が求めるニーズへの柔軟な対応が必要である。
- ・開設者である市は、市場取引を担う市場業者とともに、こうした市場機能を確保し、地域に貢献する。
- ・本市場は、県内唯一の中央卸売市場であることから、市民・県民の豊かな食生活を支える基幹的インフラである。

○条例改正の方向性

・産地や実需者（消費者）の多様なニーズに的確に対応するとともに、公正な取引を維持するため、以下の方向で条例改正を行う。

(1)市場取引の活性化や業務の効率化を図るため、基本的に規制は緩和するが公設市場としての役割や地域貢献度を確保するため、一定の条件を付するものとする。

(2)公正・安定な取引環境を確保するために必要な規制は維持する。

徳島市中央卸売市場業務条例に定める主な事項

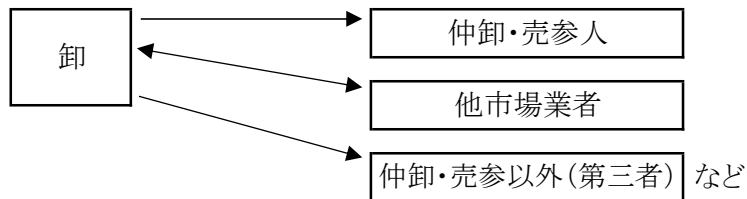
事 項		規定のイメージ		
目 的		生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民等の生活の安定に資すること		
定 義		卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の基本的な役割等を明記		
営業許可		卸売業者・仲卸業者の業許可を規定 ※開設者（徳島市）が許可を行う		
取引ルール	共通	1 改正卸売市場法で定める共通ルール ①売買取引の原則 ②差別的取扱の禁止 ③売買取引の方法 ④売買取引条件の公表 ⑤受託拒否の禁止 ⑥決裁の確保 ⑦売買取引の結果等の公表		
	その他	2 公正な取引環境の確保		
		①第三者販売	取引条件等	原則自由化。但し、一部条件あり（割合規定）
		②直荷引き	事務手続	承認手続きは廃止。実績報告の届出は義務付。
		※商物一致の原則については廃止したため、条例から削除		
		③円滑なせり取引の実施	売買参加者の承認、せり参加人の承認（仲卸業者・売買参加者） せり人の届出	
		3 市場機能の確保		
		①経営状況の把握	仲卸業者の事業報告書の提出 ※卸売業者の事業報告書は共通ルール	
	②休開市の決定	開場の期日等について明記		
施設使用		施設使用指定許可	卸売業者・仲卸業者に対して、施設使用指定許可を規定	
		施設使用許可	関連事業者に対する施設使用許可の規定とその他市場施設の使用に関する規定	
指導・監督		取引ルールの遵守、市場の秩序維持等、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導、監督処分等に関する規定（許可業者に対する財務関係も含む）		

条例改正により想定される取引イメージ

第三者販売の取引イメージ

(現行) 残品が生じる場合などに承認を得て例外的に実施

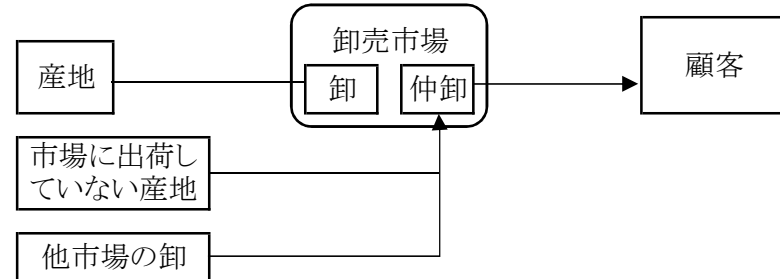
(改正案) 事前の手續きなく様々な取引先に自由に販売可能



仲卸の直荷引きによる取引イメージ

(現行) 卸から仕入れられない場合などに承認を得て例外的に実施

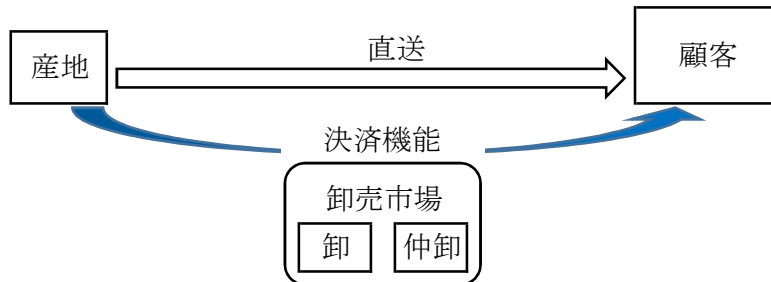
(改正案) 仲卸は、調達先を場内卸に限らず自由に拡大可能



商物分離による物流の効率化

(現行) 予め保管場所の指定を受けるなどにより例外的に実施

(改正案) 必要に応じて顧客への直送が可能



自由化による効果

- ① 生産者や実需者の多様なニーズに的確に対応できる。
- ② 地域の特性を活かして、市場の活性化を図ることができる。
- ③ 市場の迅速で確実な決済機能や集荷力を活用しつつ、直送による物流の効率化がなされ、コスト削減や鮮度保持が図れる。

規定等

- ① 第三者販売・直荷引きについては公設市場としての役割や地域貢献度を確保するため、割合規定を設ける。
- ② 許可申請は不要とするが、実績報告は必須。(第三者・直荷引き)

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

1. 取引参加者の遵守事項について

項目	遵守事項	補足等
<p>取引参加者の遵守事項</p> <p>※取引参加者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者 仲卸業者 出荷者 売買参加者 買受人 (卸又は仲卸から卸売を受ける者) 	<p>(1) 共通ルール</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買取引の原則 (取引参加者) ② 差別的取扱いの禁止 (卸売業者) ③ 売買取引の方法 (卸売業者) ④ 売買取引条件の公表 (卸売業者) ⑤ 受託拒否の禁止 (卸売業者) ⑥ 決裁の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代金決済のルールの策定・公表 (取引参加者) ・ 事業報告書の作成・報告等 (卸売業者) ⑦ 売買取引の結果等の公表 (卸売業者) </div>	<p>「中央卸売市場」として国の認定を受けるため、遵守事項として規定することが必須である！</p>
	<p>(2) その他の遵守事項</p> <p>【取引ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者販売 ② 直荷引き ③ 商物一致の原則 ④ 自社買受 ⑤ その他の取引ルール <p>【取引ルール以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開場期日・時間 ② 品質管理の方法等 	<p>卸売市場ごとに設定することが可能！（但し、共通ルールに反しない範囲）</p>

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

2. 共通ルールについて

主な項目	現行	改正後
売買取引の原則	①市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。	現行と同じ。
差別的な取扱いの禁止	①卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。	①市長は、卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。 ②卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
売買取引の方法	①卸売業者は、市場において行う卸売については、物品の区分に応じた売買取引の方法によらなければならない。 別表1：せり売又は入札 別表2：市長が定める割合をせり売又は入札 別表3：せり売若しくは入札又は相対	①品目ごとの売買取引の方法は、せり売り若しくは入札の方法、相対取引又は定価売りによらなければならない。 ②せり売り若しくは入札の方法により売買取引を行う物品及び割合等については市長が別に定める。 ③市長は、売買取引を円滑に行うために必要があると認めるときは、卸売業者に対し売買取引の方法について指示をすることができる。
売買取引の条件の公表	①卸売業者は承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。（条例に明記）	①卸売業者は、営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類・内容及びその額、支払期日・支払方法、奨励金等を公表しなければならない。 ②卸売業者は、届け出した受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。（規則に明記）
受託拒否の禁止	①卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	現行と同じ。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

2. 共通ルールについて

主な項目	現行	改正後
決済の確保	<p>①卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（特約がある場合にはその期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8パーセントに相当する金額、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>②卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>③仲卸業者及び売買参加者は卸売業者から買い受けた物品の引渡を受けると同時に（支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）買い受けた物品の代金を支払わなければならない。</p> <p>④仲卸業者からその物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>	<p>①卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（特約がある場合はその期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付し、売買仕切金を支払わなければならない。</p> <p>②卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>③卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（特約がある場合はその期日）までに代金を支払わなければならない。</p> <p>④仲卸業者は、卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（特約がある場合はその期日）までに代金を支払わなければならない。</p> <p>⑤当卸売市場における売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。</p> <p>⑥卸売業者から卸売を受けた者は卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた翌日までに（特約がある場合はその期日までに）買い受けた物品の代金を支払わなければならない。</p> <p>⑦仲卸業者から販売を受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けた翌日までに（特約がある場合はその期日までに）買い受けた物品の代金を支払わなければならない。</p> <p>⑧売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。</p> <p>⑨卸売業者は事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。</p> <p>⑩卸売業者は当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、事業報告書の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

2. 共通ルールについて

主な項目	現行	改正後
売買取引の結果等の公表	①卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量、卸売結果を卸売場等に掲示しなければならない。	①卸売業者は、毎開場日、卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を公表しなければならない。 ②卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに卸売した数量及び価格その他の売買取引の結果等を公表しなければならない。 ③卸売業者は、委託手数料の受領額、奨励金等の交付額を月ごとに公表しなければならない。 ④公表方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

3. 開設者が行う許認可関連項目（共通ルール以外）

主な項目	現行	改正後	内容	理由
卸売業者	許可制 【 <u>農林水産大臣</u> 】	許可制【 <u>市長</u> 】	①最高限度数は変更なし ②指導・監督・罰則規定を設ける ③国が実施してきた検査等については開設者が行う	①改正卸売市場法から削除されたため、開設者が定める必要がある。許可制としたのは、安定した市場運営を保つため。
仲卸業者	許可制【市長】	許可制【市長】	①最高限度数は現状の数に合わせる ②指導・監督・罰則規定を設ける ③事業報告書・決算報告書の提出必須	
売買参加者	承認制【市長】	承認制【市長】	①県内居住等の条件廃止 ②買受基準の減額 ③更新制の廃止	①売買参加者の件数が減少傾向であるため、基準の緩和を行い、承認件数の増加を図るため。
せり人	登録制【市長】	<u>届出制</u> 【 <u>卸売業者</u> 】	①登録試験の廃止 ②届出者をせり人名簿に記載 ③指導・監督規程あり	①せり人の適正並びに人材育成については、雇用主である卸売業者が行うことが円滑な運用ができるため。
せり参加人	承認制【市長】	承認制【市長】	①更新制廃止 ②承認数制限の撤廃	①円滑な市場運営を図るため。
関連事業者	許可制【 <u>市長</u> 】	施設使用許可【 <u>市長</u> 】	① <u>営業許可を廃止し、施設の 使用許可のみとする。</u>	①事務手続きの簡素化を図るため。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

4. 共通ルール以外の取引ルールについて

主な項目	現行	改正後	内容等	理由
第三者販売	許可制	原則自由	①取引は原則自由であるが割合の規定を設ける。 ②割合については、 <u>市長が別に定める。</u> ③実績内容を届出すること。	①市場内流通を確保するため。 ②取引実態を把握するため、実績報告を義務付け。
直荷引き	許可制	原則自由	①取引は原則自由であるが割合の規定を設ける。 ②割合については、 <u>市長が別に定める。</u> ③実績内容を届出すること。 ④実績に応じて売上高使用料を徴収する。	①市場内流通を確保するため。 ②取引実態を把握と売上高使用料算定のため、実績報告を義務付け。
商物一致の原則	禁止	廃止	①市場外において許可品目に係るものについて、卸売をした場合は本業となり、 <u>売上高使用料徴収の対象となる。</u>	①流通の効率化を図ることができる。
自社買受	禁止	承認制	①市長の承認により委託物品を自社で買受けて良いこととする。 ②承認に係る品目の卸売結果については、市長に届出なければならないこととする。	①取引の不正防止を図るため
売買取引の結果等の市長への報告	実績報告	実績報告 (追加事項あり)	①卸売業者は、以下の事項について市長に報告が必要とする。 (1) 主要な品目の卸売予定数量（毎開場日） (2) 主要な品目の卸売の数量・卸売価格（毎開場日） (3) 卸売をした物品の品名・数量・卸売価格（月報） (4) 出荷奨励金 (5) 完納奨励金	①取引の実態を把握するため。 ②(1)、(2)については、開設者が公表する事項の基礎データとして必要なため。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

4. 共通ルール以外の取引ルールについて

主な項目	現行	改正後	内容等	理由
売買取引の制限	不正行為に対する売買の差し止め等	現行と同じ	①せり売り又は入札による卸売において談合その他不正な行為があると認められるときは、市長はその売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。	①市場における公正な取引を確保するため。
受託契約約款	承認制	届出制	①卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	①取引の実態を把握するため。
支払猶予特約	届出制	現行と同じ	①卸売業者は、支払猶予の特約を結んだときは、その旨を市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。	①取引の実態を把握するため。
休開市の設定	開設者が規定	現行と同じ。	①市場は、市場の休日を除き毎日開場する。 ②市場の休日は、日曜日、祝日、1月2日～4日及び12月31日とする。 ③市長は休日に開場し、休日以外に開場しないことができる。 ④1月5日及び12月27日から12月30日までの間の日曜日は開場する。	①公設市場として、生鮮食料品の安定供給と市場機能を確保するため。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

5. 財務関係の提出書類について)

主な項目	現行	改正後	内容等	理由
卸売業者の事業報告書	事業年度ごとに提出 (国が規定)	現行と同じ (開設者が規定)	①卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。	①共通ルールに含まれており、規定する必要があるため。 ②卸売業者の財務状況を把握するため。
卸売業者の残高試算表	提出を規定 (開設者が規定)	現行と同じ	①卸売業者は、毎月末日現在における合計残高試算表を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。	①卸売業者の財務状況を把握するため。
卸売業者の純資産額	定期報告を規定 (国が規定)	現行と同じ (開設者が規定)	①毎年、3月31日及び9月30日を計算日として純資産額調書を提出しなければならない。	①卸売業者の財務状況を把握するため。
仲卸業者の事業報告書	定められた様式により作成し提出を規定	現行と同じ	①仲卸業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。	①仲卸業者の財務の状況を把握するため。
関連事業者の営業報告	提出を規定	現行と同じ	①関連事業者は、毎月10日までに前月中の営業実績について関連事業者月間営業報告書を市長に提出しなければならない。	①関連事業者の営業実績を把握するため。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

6. 開設者の公表義務について

①公表事項

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて公表すること。
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
売買取引の方法ごとに、価格を高値・中値・安値に区分して公表すること。
- (3) 売買取引の方法及び決済の方法

②高値・中値・安値の定義

高値・・・最も高い価格

中値・・・最も卸売の数量が多い価格。(ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格。)

安値・・・中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格。(ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格。)

③公表の方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

7. 卸売業者の公表義務について①

①公表事項

(1) 売買取引の条件の公表

- 営業日及び営業時間
- 取扱品目
- 生鮮食料品の引渡しの方法
- 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭について、その種類、内容及びその額
- 物品の引渡しに関する事項
- 物品の事故に関する事項

(2) その日の主要な品目の卸売予定数量

- 主要な産地と併せて公表すること

(3) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

- 売買取引の方法（①せり売り又は入札②相対取引③転送）ごとに、価格を高値・中値・安値に区分して公表すること。

◎卸売市場法改正に伴う業務規程の改正内容について

7. 卸売業者の公表義務について②

①公表事項

- (4) その月の前月の委託手数料
 - ・委託手数料の種類ごとの受領額
- (5) その月の前月の出荷奨励金の交付額
- (6) その月の前月の完納奨励金の交付額

②高値・中値・安値の定義

高値・・・最も高い価格

中値・・・最も卸売の数量が多い価格。(ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格。)

安値・・・中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格。(ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格。)

③公表の方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行う。